

# 会費規程

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会

平成25年4月制定

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会定款第11条第1項及び第2項に基づき、正会員の入会金及び会費並びに準会員及び賛助会員の会費を次のように定める。

第1条 正会員の入会金及び年会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 当分の間0円とする。

(2) 年会費 5000円

第2条 準会員の年会費は、5000円とする。

第3条 賛助会員の年会費は、1口10万円とする。

第4条 当会は、前各条の入会金又は会費によっては、当会の事業活動に経常的に生じる費用を賄うことができないと認める場合において、必要があるときは、評議員会の決議により、正会員、準会員又は賛助会員に対し、前各条の年会費のほか、特別の年会費の納入を求めることができる。ただし、準会員及び賛助会員については、本人の同意がある場合に限る。

附 則

この規程は、決議の時から施行する

この規程は、評議員会の決議により改正することができる。

